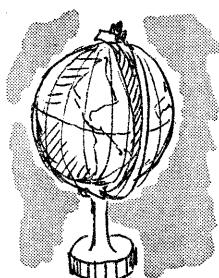


公立小学校普通学級に入學した 五人の全盲児（その二）

小柳恭治



一、画期的な出来事

この四月に公立小学校の普通学級に、五人の全盲児（東京都で二人、埼玉県で三人）が入学しました。五人のうち四人までが未熟児、網膜症によつて失明した子どもたちであり、この四人が普通の幼稚園を卒園しております。また、幼稚園に入園する前は、小さなころから東京都心身障害者福祉センターで訓練を受けてきました。

どもたちが入学し、普通児といっしょに教育を受けることになったのは、今回が初めてです。その入学のいきさつは子どもによつてまちまちですが、これまでの実績、とくにいま述べた私立の小学校（東京都、M学園小学校）の普通学級における全盲児Kちゃんの事例が一つのきっかけなつたことは確かです。四月七日付の朝日新聞の夕刊にも、

全盲の子明るい門出
公立普通小に入學

東京と埼玉で五人

私立の実験が呼び水

私立小学校には、現在すでに一人の全盲の女の子（四年生）が普通学級に在学しておりますし、また公立の小学校にも弱視学級にはこれまで二、三人の全盲児が在籍しており、そのうちの一人はこの四月に公立中学校の普通学級に進みました。

しかし、公立小学校のしかも普通学級に、全く目の見えない子

といった見出しで大きく報道されましたので、記憶されている方も多いかと思います。

もちろん、両親の熱意、そしてこれまで二年間、普通児といつ



写真1

上 東京都町田市M小学校の入学式
全盲のN君も新入生の一人

左 "ホラ、校長先生の顔は、こう
いう顔だぞー"

(1975・4・7)

しょに教育をしてこられた幼稚園の先生方の努力、さらには教育委員会や学校関係者の理解がなければ、とうてい実現しなかったことでしょう。

東京都町田市立M小学校の校長先生は、入学式でのお母さん方に対する挨拶の中で、"子どもたちには個人差があり、一人ひとりがみな異なった能力・特性をもつていて。その個人差に応じた教育をすることが必要である。N君は目が見えないという点ではほかのお子さんとは違っているが、しかし目が見えないとということに対しても、それを補う配慮をするならば、N君はみんなといつしょに元気に学校生活を送っていくことができるであろう。これがN君に対する個人差に応じた教育のしかたであり、障害をもつた友だちにみんながあたたかい思いやりをもち、またN君はそれに甘えず、がんばっていくことをわれわれ教師は期待している。このような人間教育をめざしている本校に、わが子を入れることにお母さん方は誇りをもつていただきたい"といった趣旨のお話をされました。(写真1)

多くのお母さん方は、この校長先生のお話に深くうなづいておりました。もちろん、"ここは普通児のための学校だ……、盲学校じゃない"ということで、納得のいかないお母さん方もいたと思いますが、やがては理解していただけるでしょう。

この学校では、教育目標を達成するための基本方針の一つとして、「心身障害児教育について研究を深め、教師・児童・父母が一体となって、一人ひとりを大切にする教育のあり方について理解を深める」ことを今回、明確に打ちだしました。そして実際にN君が入った学級の担任を二人にするなど、いろいろと配慮がなされています。

ともあれ、全盲の子どもが公立小学校の普通学級へ入学したということは、わが国の盲教育の近年の歴史の中ではかつてなかつたまさに画期的な出来事なのです。もちろん、いまの段階では予測し得ない壁にもいろいろとぶつかるかもしれません、関係者の努力によりそれらは克服していかなければなりません。もしも失敗するようなことがあれば、普通学校における盲児の教育はここしばらくは望むべくもありません。

二、現在、法的には

ところで現在、盲児を普通学校に就学させることは、法的には違反なのです。ちょっと話がかたくなりますが、学校教育法第七一条（昭三六、法律一六六・一部改正）によれば、盲学校は「盲者（強度の弱視者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うため

に、必要な知識技能を授ける」ことを目的としており、さらに学校教育法第七一条の二（昭三六、法律一六六・追加）で、その盲者の「心身の故障の程度は、政令で、これを定める」となっておられます。その政令、つまり学校教育法施行令第二二条の二（昭三七、政令一一四・追加）によれば、盲者とは「両眼の視力が○・一未満のもの……」というふうに規定されており、これにもとづいて昭和三七年に、「メガネをかけてもなお両方の眼で見た視力が○・一未満のものは盲学校において教育するよう、その趣旨の徹底を図られたい」という通達（文初特第三八〇号）が文部省からだされました。

当時としては、このような措置をしなければならない、それなりの理由がありました。しかし、目が見えないからこの子は盲学校といふように、他の側面は全く無視して教育の場を最初からきめてかかることは、どう考えてみてもおかしなことです。

視力障害の程度だけで学校教育の場をきめてしまふことがいかに無理なものであるかは、現在、盲学校の小・中学部に在学している弱視児童・生徒のうちの約六〇%が○・一以上の視力のものであるという実態調査の結果からでも明らかです。法的には、盲学校の対象とすべきではないが、視力以外の他の要因を考えると、盲学校で教育をしたほうがのぞましい子どもたちが大ぜいい

るのです。これとはちょうど逆の子どもたちもまた大せいいるこ

とはいうまでもありません。

このように現行の法的基準はもはや実情にそぐわないものになっています。しかし、それをいまここで急に改正するというわけにはいきません。普通学校が盲児を教育するにはそれなりの条件を整えなければならないからです。そのためには実際にやってみなければ具体的なことはいつまでたつてもわかりません。したがって、法律がある以上、それは当然守らなければなりませんが、しかし障害児教育の基本的なあり方からいって、そこに改正すべき点があるならば、いわゆる“先導的試行”をおこなうことにより、じっくりとその実践的・実験的なデータを積み重ね、検討していく必要があります。

今回の五人の子どもたちの事例は、これまで小学校に入学を希望しても、多くの場合、前例がないという点で実現しなかった、ということからも大きな意義があります。

三、発達のニードに応じて

しかし、そうはいつても、日の見えない子どもがほんとうに普通学校でやつていけるのだろうか、どうやつて普通児といつしょに行動し、学習していくのだろうか、と疑惑をもたれる方が多い

かと思います。

- ①登校や下校の際、あるいは学校の中でケガをするようなことはないのか。②トイレや給食などは自分できちんとできるのか。
- ③黒板に先生が字を書いても、それが見えないじゃないか。④ひらがなや漢字などの普通文字の読み書きはどうするのか。⑤教師は点字を覚えなくともいいのか。⑥足し算、引き算などの筆算是できるのか。⑦複雑な絵や図もさわってわかるのか。⑧写生の時間はどうするのか、色はどうやって教えるのか。⑨体育にはどのように参加させるのか。⑩休み時間、友だちからとり残されて、一人ぼつねんしているようなことはないのか。⑪教科書や副教材はだれが工夫して作るのか。⑫学年が進むにつれて教科内容がむずかしくなるが、それでもみんなについていけるのか……等、いろいろと疑問がわいてくることでしょう。
- これらの点については、これまでの経験から、私どもは“丈夫、いくらでも工夫のしかたがある”という自信をもつていてます。自信があるからこそ、五人の子どもたちが入学するにあたって、その交渉の過程で、関係者にいろいろと説明をしてきました。

いずれ詳しく述べますが、たとえば普通文字にしても、レーズライターと呼ばれる道具があり、能力があれば盲児はそれを使つ



写真2

右 入学式から帰ってきて幼稚園の先生に、レーズライターで手紙を書く全盲のA子ちゃん

—埼玉県与野市立H小学校—

左 レーズライターで書いた自分の名前。ボールペンで書いたあとがもりあがる (1975・4・10)

校が、その地域における盲児の統合教育についてセンターとしての役割を果たすよう努力していくなければなりません。

ここでいう統合教育とは、一人ひとりの盲児の発達のニードに応じ得る教育の場を設定し、必要にしてかつ適切な教育的措置が可能なように、それらの教育の場を組織化することです。普通児との共学はこういった統合教育の一環をなすのです。ある盲児には、より発達するうえに、普通児といっしょに生活し、学習する個別指導を受けることが発達的にのぞましい盲児もいるのです。

したがって、"すべての盲児を普通学校"、あるいは反対に、"すべての盲児を盲学校に" というのは、一人ひとりの発達のニードを無視した、言い換れば個人差を無視したまことに乱暴な意見だといえましょう。

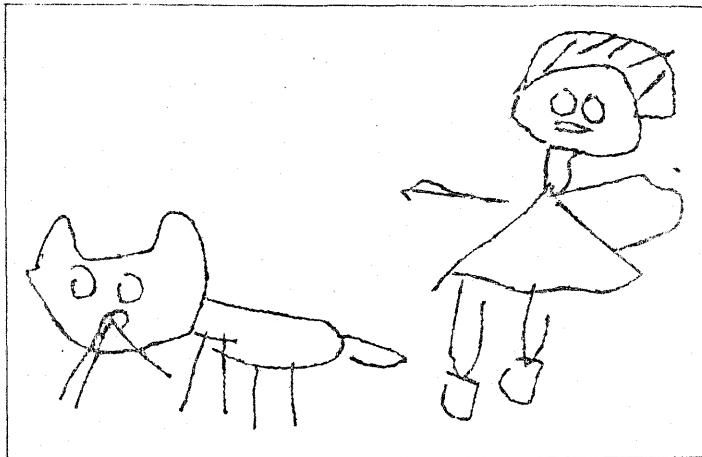
でいくらでも読み書きができるのです。(写真2)

小学校の場合はやはり盲学校に入学させるよりは親にいろいろと負担がかかることは確かです。親や教師に負担がかかるから、あるいは盲学校のほうが専門の教師や盲児用の教具がそろっているから、盲児は盲学校で教育をしたほうがよいという意見もあるでしおうが、しかし前向きに考へるならば、アメリカのようにいざれは視覚障害児のための「教材・教具開発・供給・保管センター」を作り、盲学校のみならず普通学校に在学している盲児や弱視児にも必要な教材・教具が行き渡るようにしなければなりませんし、また盲教育の専門の教師や教材・教具がそろっている盲学

追記・写真掲載については、両親および学校の了解すみ。

(国立特殊教育総合研究所)

—つづく—



“ネコが逃げちゃったところ……”

全盲のK子ちゃんは、レーザライターで絵を描くのが得意

—埼玉県小川町立〇小学校—

(1975・4・8)



手作りの絵本